

学会誌編集委員会運営規程

中小企業会計学会 理事会

平成27年 5月 1日制定

(趣旨)

- 1 本学会に、会則第3条第3号の事業を行うために「学会誌編集委員会」をおく。

(構成および任期)

- 2 学会誌編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。
 - ② 委員長は、会長が理事の中から指名し理事会の決議を経て決定する。その任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、連続2期を超えて就任することはできない。
 - ③ 委員および幹事は、委員長が会員の中から指名し、理事会の決議を経て決定する。任期は、3年とし、再任を妨げない。
 - ④ 編集委員長は、必要に応じて編集委員、幹事を理事会の決議を経て増員することができる。その場合の編集委員、幹事の任期は、編集委員長の残任期間とする。

(業務内容)

- 3 学会誌編集委員会は学会誌『中小企業会計研究』の編集・発行に関する業務を担当する。
 - ② 編集委員会は本学会の会員に対して原稿の募集を行う（応募原稿）。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる（依頼原稿）。
 - ③ 編集委員会は、原稿について、別に定める執筆要領に合致しているかどうかを審査し、当該要件を満たしていないときは、その改善・訂正を応募者に求めたり、原稿の掲載を拒否あるいは制限したりできる。
 - ④ 編集委員会は、応募原稿について、第3項の審査要件を満たしている場合に限り、査読を実施し、その過程において、編集委員会がその内容等について改善・訂正を要すると判断したときは、編集委員会はその改善・訂正を応募者に求めることができる。

依頼原稿については、査読の希望があった場合にのみ、応募原稿と同じ取り扱いとする。
 - ⑤ 執筆者が、編集委員会の指定した期日までに、編集委員会の求めに応じて改善・訂正した原稿を返却しないときは、投稿を辞退したものとみなす。

- ⑥ 編集委員会は、掲載の順序、体裁等に係る一切の編集権限を持つ。編集委員会は全ての掲載原稿を決定し、これを理事会に報告する。

(学会誌の発行)

- 4 学会誌は年1回発行する。

(執筆者の資格)

- 5 第3条第2項による応募原稿の執筆者は本学会の会員に限る。共同執筆の場合は、少なくとも1人が会員であり、その会員が主導する研究であることを要する。ただし、編集委員会が認める場合はその限りではない。

(査読制度)

- 6 査読制度の運営は、別に定める「査読制度運営規程」による。
② 査読者による審査を受け、掲載が決定した原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

(著作権)

- 7 本学会誌に掲載される原稿の著作権は、本学会に帰属するものとする。

附則

- 1 本運営規程の改廃は学会誌編集委員会において委員の過半数の賛成によって行い、理事会の承認を得なければならない。
2 平成27年8月27日改正。
3 令和元年8月18日改正。